

答申第324号
令和4年3月24日

岐阜市長 柴橋正直様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱口弘太郎



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和4年3月23日付け岐阜市保地第503号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜県（以下「県」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、精神障害者若しくはその疑いのある者として法第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出（以下「申請等」という。）のあった者（以下「被申請者等」という。）について、県が指定する指定医の診察（以下「措置診察」という。）の要否を判断するために調査（以下「調査」という。）をする必要がある。

申請等の受理に係る事務については、岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）第2条及び別表第1第15の2の項の規定により県から本市に権限が移譲されているため、本市が当該事務に当たって申請等をした者から確認した事項（以下「受理時確認事項」という。）については、本市から県に情報を提供している。

県は、受理時確認事項並びに申請等をした者、被申請者等及びその家族その他の関係者から聞き取った情報のみでは措置診察の要否の判断ができない場合にあっては、調査として、本市に当該判断に必要な被申請者等に係る情報（以下「本件個人情報」という。）の提供を求める。本市は、その求めに応じ、保健所地域保健課等が保有する本件個人情報を条例第10条第2項第6項の規定により提供する。

2 担当課及び提供する本件個人情報

部等名	課等名	個人情報ファイル名	提供する本件個人情報
保健所	地域保健課	精神保健記録票	(1) 主治医等担当医名、担当医が指定医であるかの別 (2) 精神科診断名、現在 (3)

			<p>か月以内) の病状</p> <p>(3) 通院・服薬状況 (現在の処方、禁忌薬) 、直近受診日</p> <p>(4) 既往歴、入院歴を含む現病歴、生活歴、家族歴</p> <p>(5) 治療が必要な身体合併症、アレルギーの有無</p> <p>(6) アルコール飲用歴、薬物乱用歴等</p> <p>(7) 主治医等担当医の入院の必要性に関する意見</p> <p>(8) 現在の生活状況</p>
		精神障害者自立支援医療（精神通院）台帳	自立支援医療（精神通院医療）受給の有無
		精神障害者手帳交付台帳	精神障害者保健福祉手帳の有無・等級
市民生活部	市民課	住民基本台帳	家族構成（家族の氏名、続柄、年齢、同居・別居の別、家族関係等）
	国保・年金課	国民健康保険システムファイル	国民健康保険加入の有無
福祉部	介護保険課	介護保険システムファイル	要介護認定の有無・要介護度
福祉事務所	障がい福祉課	更生医療給付申請決定簿	自立支援医療（更生医療）受給の有無
		身体障害者手帳交付台帳	身体障害者手帳の有無・等級・障害名
		療育手帳受給者台帳	療育手帳の有無・等級
		障害福祉システム（自立支援給付）ファイル	障害支援区分認定の有無及びその区分
		障害福祉システム（障害児通所）ファイル	利用中の障害福祉サービス
子ども未来部	子ども支援課	自立支援医療（育成医療）受給者台帳ファイル	自立支援医療（育成医療）受給の有無

3 意見

適當なものと認める。